

岩手県告示第828号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営弁天地区土地改良事業（和賀郡西和賀町）に係る換地処分をした。

平成21年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也